

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年七月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三〇号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
東高松ショッピングセンター 高松市福岡町三丁目三七九番二ほか
- 3 変更した事項
 - 一 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 岡田元也
変更後 代表取締役 川本敏雄
 - 二 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
共同文具株式会社
変更前 香川郡香川町大野一三九番一
変更後 高松市香川町大野一三九番一
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
株式会社マイカル
変更前 代表取締役 岡田元也
変更後 代表取締役 川本敏雄
 - 四 大規模小売店舗において退店した小売業者の名称及び住所
株式会社サカエヤ 高松市常磐町一丁目七番地一
- 4 変更年月日
平成十八年五月二十五日
- 5 変更する理由
 - 3の一の事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため
 - 3の二の事項 市町合併に伴う住居表示変更のため
 - 3の三の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため
 - 3の四の事項 大規模小売店舗において小売業を行う者が退店したため

二 届出年月日

平成十八年七月十二日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

- 1 縦覧場所
香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
- 2 縦覧期間
平成十八年七月二十一日（金曜日）から平成十八年十一月二十一日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十八年十一月二十一日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 四 意見の内容
- 2 提出先
郵便番号七六〇-八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ